

## 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣総理大臣は、定期的に、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集するものとし、その期限を平成二十四年三月三十一日までとすること（新第三条第三項及び新附則第三条関係）。

第二 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成十九年三月三十一日を平成二十四年三月三十一日まで延長すること（第四条第一項及び新附則第四条関係）。

第三 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定事業（地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち規制の特例措置の適用を受けるものをいう。）の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする（新第十条第二項関係）。

第四 次に掲げる法律の特例に関する措置を追加すること。

### 一 地方自治法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、都道府県が、条例による事務処理の特例

により市町村が処理することとした事務に係る当該市町村と国との協議等については、当該都道府県を  
經由せず行うものとする事ができること（新第十五条関係）。

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及  
び執行している学校施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共団体の長が管理し、及び  
執行することができると（新第二十九条関係）。

第五 次に掲げる法律の特例に関する措置について所要の改正を行うものとする事。

一 三歳未満児に係る幼稚園入園事業に係る学校教育法の特例（第十四条関係）

二 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業に係る老人福祉法の特例（第三十一条関係）

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、次に掲げる事項については各々に定める日から施  
行すること（改正法附則第一項関係）。

1 第三 公布の日から起算して一月を経過した日

2 第一 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 第四 平成十九年十月一日

4 第五の一 平成二十年四月一日

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（改正法附則第二項関係）。

三 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること（改正法附則第三項関係）。